



茨城統計三月號

卷頭言

★ 北支の冬は去り、江南にまた春はめぐり來た。併し日支の間をおほふ妖雲は消えやうともしない。眞に東亞和平の招來を見るは何時の日か。

★ 皇軍の征くところ支那民衆の歡聲を聞く、抗日の迷夢より覺めてこの現實を見よと國民政府に反省を促すよりない。

★ 國民精神總動員の實が着々と收められ、國民協力の團結を見る。この前に青天白日旗なく、赤旗なし。いよゝ國威の宣揚と國民生活の充實を期すべきである。

★ その町の、その村の實狀を一番よく知つてゐるのは統計調査員である。自治体の指導的立場にあることを自覺して自重されたい。

★ 統計功勞の表彰に輝く諸子を祝福し、全調査員の斯くあらん事を祈る。

統計報國の意氣で

時艱克服に邁進せよ

茨城縣統計協會總裁
茨城縣知事

挾 間

茂

本縣統計協會の會則に依りまして私が總裁に就任致しましたので此の機會に本誌を通じ縣下の統計事務關係者各位に御挨拶を兼ね所懐の一端を申述べたいと存じます。

各位も御承知の通り我國現下の時局は内外共に容易ならざるものがあり、此の間に處し國運の伸長を期する爲には各般の政策施設に亘り更新を要するものが多々あるのでありまして、殊に産業の振興を圖り國力の充實を期すると共に、國民生活の安定を企圖する上に於て、正確なる統計の要望は愈々切實を加ふるに至つて居るのであります。然るに斯の如き重要な使命を有する統計を其の仕事が極めて地味である關係上是が重要性を認識せぬ者があり、正確なる資料の蒐集に支障を來すことのあるのは甚だ遺憾とする所であります。是等の人々に對しましては各位は機會ある毎に統計の意義並に調査の重要な所以を力説致すと共に統計關係者自身としての仕事を反省致しまして、改善の上にも改善を加へて統計の社會的信用を高むることに努力せねばなりません。

各位に於かれましては事變勃發以來終始一貫國民精神總動員の趣旨を體し不斷の活躍をなされて居りまして、其の勞苦に對しては感謝の言葉を知らぬのであります。縣下には四千五百に余る統計關係者を有してゐますが、何れも其の市町村の中堅であり、指導的立場にある者と承知して居ります。従つて各位の自覺と活動の如何は直ちに縣民の實力に影響する所が頗る大なるものがあると信ずるのであります。

幸に本縣に於ける統計事務は急速なる發展を見、今や統計先進縣を以て目されるに至りました事は、誠に御同慶に堪へぬ所であります。併し乍ら今次の事變の爲新なる統計に對する社會の要望は愈々熾烈となりましたので各位の事務負擔も益々増大し其の責任も愈々重大さを加ふるに至つたのでありますから、各位は時勢の進運に稽へ統計報國の信念を以て一層御努力あらん事を切望して止みません。

今次事變も皇軍の大捷によつて既に大勢は決せんとして居りますが、靜かに思ひを事態の推移に致しますならば、我が國の前途には幾多の難關荊棘が横はつて居り、誠に容易ならざるものがある事を覺悟せねばならぬのであります。之を克服し縣民の福利を増進するには此の際時局に對する認識を深め、國民皆戰場に在る心構えを以て堅忍持久、滅私奉公の精神により協心戮力帝國の重大使命遂行に貢獻せられん事を祈念して止まぬ次第であります。

耕地統計論 [9]

農林省統計官 長畑健二



(官計統刑長)

第八節 本邦耕地統計の信頼性及正確性(續)

我國の耕地統計調査として代表的な三調査の機關は大體右の様な狀況に在るのである。我國耕地統計の正確性は右の機關を念頭に置くことなくして決して理解するゝものでない。

調査機關の構成を觀たる我等は、次に其の機關の活動狀況に就いて一應の検討を加へなければならぬ。而して調査機關の活動を述べるに當つて是非考へねばならないのは、機關活動に要する經費の問題である。機關の活動と云ふた所が、要するに人間の活動以外には有り得ないのであつて、人間の活動が合理的にして且つ旺盛であれば、結局調査機關の活動が盛であることになる次第である。所が現今の社會通念に於ては、人間を活動せしむるには、活動せしむるだけの事をしなくてはならない。國家權力を以て強制的に仕事をやらすことも出来ない譯ではないが、それとてもその人の生活を保證せずして單に使ふだけといふ様な事は出来るものでない。畢竟するに、現代の經濟社會に於ては、人を使はんとすれば、必ず何程かの經費を要することになるのである。犠牲的活動、奉仕的活動といふても限りがある。軍隊等の様に國民の義務として憲法に定められて居る如きものは別問題として、普通の場合に

はそうく國民の犠牲を強ふることの出来る譯のもでない。従つて前に述べた機關の活動は一應之を經費との關係に於て觀察するの必要を生ずるのである。中央機關、道府縣機關及市町村長に就いては、別に其の經費關係を云々する必要もなからう。問題は調査の直接の衝に當る調査員に關する經費に在るのである。農林省統計報告規則に於ける調査員は現在十二萬七千人であり、昭和四年の農業調査の際の農業調査員は十七萬五千人あつた事は何れも前述の通りであるが、之等の調査員は所謂名譽職であつて、自身夫々生計を營む爲の職業を持つて居る人達である。此の様な人達に勞務を提供せしめるが爲には、其の勞務の提供により其の人の蒙れる有形無形の損失を補償してやる様にしなくては之を充分使役することは困難である。農林省統計調査の調査員は此の點に於ては、甚だ恵まれて居らないのである。調査員の受ける手當額は最近に於て年平均十三圓位にしかなつて居らない。之だけの手當で、其の調査すべきものは表の數にして五十五もあるのである。一表當にすれば二十錢位にしか當らない。即耕地統計の調査に依つて調査員の受ける報酬は、極端に云へば二十錢にしかならぬといふことになる。

昭和四年の農業調査に於ては、農業調査員は平均十一圓の手當を受けて居る。二十錢の手當と十一圓の手當！其の調査員の活動に及ぼす影響に至つては云はずして自ら明である。

直接耕地統計調査の衝に當る機關の構成竝に其の活動の重要な客觀的條件としての經費に就いて攻究したる我等は、次に調査の目的物たる耕地に就いて、之を正確に把握することの難易が如何なる點に存在するかを更に攻究することを必要とする。

我國の耕地統計に於ける耕地大量の構成單位は、一筆の耕地と見るべきものであることに就いては前にも述べた通りであるが、この單位耕地は大きさ即面積を異にするので單に數へるのみでは意味をなさず、之を測定せねばならない。然るに我國の耕地は不整形なものが多く、面積を正確に測定することは、精密な機械と相當高度の技能とを必要とする。測量機械と測量技術とである。我國内の總ての各單位耕地の面積を測量することは、此の事自

身大事業であつて、多額の経費と勞力とを必要とする。耕地統計調査に對して斯る事迄要求するとすれば、これは甚だ無理な事であつて、先づ實行は不可能であらう。我が耕地統計調査に於ては決して斯ること迄要求しては居らない。又耕地の所有者なり經營者が、若しも自己の耕地に就いて其の面積を知ることなくして、社會生活上何の支障もなくやつて行けるのに、統計のみが之を要求して、全耕地に就いて測量するといふ様な事は統計の社會性を無視した閑人の閑つぶしの譏を免かれない。各耕地の測量といふ様な事は、統計調査以前に別個の目的から行はれて居らねばならない。然るに我國の耕地に就いては地租賦課の必要上、明治七年から同十四年に亘つて各耕地に就いて一應面積を測定して、之を土地臺帳に明記したのである。土地臺帳に記載せられて居る土地は獨り耕地に限らず山林、原野を始め所謂民有地全部に亘るものであるから、之等總ての土地は明治初年に於て一應測量せられて居る譯である。其の後土地に移動のあつた事は勿論であるが、其の移動の都度當該土地の所有者は之を届出せることになつて居り、土地臺帳は届出に依つて之を加除訂正して置くことになつて居るのであるから、この事が完全に實行せられて居るものとすれば、耕地各單位の面積は何時でも土地臺帳に據れば、明確に判明する譯である。所が實際は右の届出が必ずしも正確に行はれて居らないのと、更に明治の當初に於ける測量自體にも往々不正確なるものがあり、爲に土地臺帳に於ける面積が常に必ずしも事實有りの儘を表現しない結果になつてゐる。

併し統計調査に於て、土地臺帳の作成に當つて實施せられた測量より以上正確な測量を全耕地に付て實施することが不可能とすれば、改善の方法としては、各耕地單位の個々の面積は一應土地臺帳の面積を利用することも止むを得まい。勿論土地臺帳の面積を利用すること、土地臺帳に據る第二義統計とは同一ではないのであつて、土地臺帳の面積を利用することは其の儘、土地臺帳の田畑面積の合計を作成することではない。利用するといふことは、自己の判断に従つて、其の正しとする場合に於て之を用ふることを意味する。

農林省統計の耕地面積表には特に「土地臺帳面の地目面積の如何に拘らず實際の面積に付調査すべし」(同表注意

第一號)とあり、之だけを見れば、如何にも土地臺帳を離れて、實際に面積を一々測量せねばならぬ様であるが、前にも述べた様に、僅かの経費で以つて、耕地各筆の面積の測量をすることを調査員に望むといふことは餘りにも非常識なことであるから、此の注意規定は決して右の様に解釋すべきものでない。土地臺帳面の地目面積如何に拘らずと云ふのは、土地臺帳面其の儘を集計するものに非ず、別言すれば所謂土地臺帳に據る第二義統計に非ずと云ふ意味であり、土地臺帳面の地目面積を一應参考として利用することは、現在の状態の許に於ては寧ろ望む所であると謂はねはならない。而して實際の面積に付調査すべしとあるのは耕地各筆の面積を新に實地測量をせよといふに非ずして、各土地が耕地なりや否や、又耕地なりとせば田であるか、畑であるかに就いては實地の觀察に基いて之を決定すべきは勿論であるが、實地觀察の結果耕地と決定した土地に就いての面積は一應土地臺帳面にある面積を調査員が實地に目測なり、其の他の方法で知得したものと照合し、土地臺帳面記載のものが明に誤であると判明した場合に於て、始めて土地臺帳面の地目面積を採らず調査員の測定結果を利用するといふ程度に過ぎないと思ふ調査員の採用し得る測量方法は目測、或は精々歩測程度の極めて粗雑なものに過ぎないであらうから、斯る方法で以て發見することの出来る土地臺帳面の面積の誤は相當大なる誤でなければならぬ。實際の面積が一段歩あるものが臺帳面で五畝となつて居るとか、或は六畝、七畝となつて居る場合に於ては臺帳面の誤なることを發見出来るであらうが、之が八畝となり九畝となるに從つて其の判定は益々困難となる。何割位の誤差ならば發見出来、何割位から發見出来ないか、之は一概には言へまいと思ふ。觀察者の熟練と耕地の形態とに依つて異なるであらう。而して土地臺帳面の段別が假に誤なることが、わかつたにしても、之を何段何畝何歩と正確に決定することは、目測や歩測の程度では出来るものでない。長方形、正方形等の耕地ならば、歩測程度でもかなりの所迄正確にわかると思ふが、不整形の土地では目測、歩測程度で決定した面積は相當の誤差を含むものと見ねばならぬ。従つて現在の農林省統計の耕地面積表の田畑の各面積は、土地臺帳面の面積の中で目測、歩測に依つて發見せられ得る程度の

誤差が目測、歩測に依つて決定せられ得る程度の數字に訂正せられたものであると、一應抽象的に規定し得ると思ふ。右の程度の正確性で現在の農林省統計は満足せねばならない。それ以上のことを要求するは、望む方が無理だと云ふことになる。實地觀察の際歩測、目測よりヨリ一層進んで、測鏈を用ふるか又は測量機を用ゆる所迄行けば、それだけ正確性を増すことは勿論である。又觀察者の技術が進み、所謂目が肥へて来て、目測、歩測が事實を掴む度の正確になればなる程、統計の正確性が増すことも亦當然である。以上の議論は調査員が耕地各筆毎に土地臺帳面の地目面積を利用して、實地觀察を爲す場合のことであるが、調査の實行に當つては、此の一筆毎の調査の實施自體が甚だ面倒なものである。耕地大量の構成單位の数がどの位あるかは詳でないが、土地臺帳の田畑の筆數は約九千四百萬筆に達するのであるから、一町村平均八千百筆餘、農林省統計の調査員一人當にして平均七百餘筆となるのである。之だけのものを毎年實地に巡廻し且つ其の面積を歩測、目測であらうと實地に一筆毎に之を實施することは仲々容易な事ではない。耕地を實地に一通り巡廻して見ることは是が非でも毎年行はねばならぬことは、統計調査の建前からして當然のことであるが、歩測、目測などに依る耕地各筆の面積の測定は一度行ふて置けば、當該耕地に移動のない限り、二度同じものに就いて測量する必要はない。この點は土地の不動性、非伸縮性に基くものであつて、調査上の利點である。昭和四年九月の農業調査が從來の農林省統計より正確性の多いと認めらるゝ一の點は、本調査に於ては、この各筆毎の面積の測定を一應全耕地に強制したに在る譯であるが、此の事は其れ以後の農林省統計の耕地面積の正確性に、前述の意味に於て大なる影響を及ぼしたものと謂ひ得る。即昭和四年の農業調査以後に於て移動のあつた耕地及右調査の範圍に洩れた耕地（都會地に於ける學校、試驗場以外の農家に非ざる者の經營する耕地にして其の經營耕地が通じて三畝未滿のもの）に就いては、其の後に雖も更めて目測、歩測等を行つて、土地臺帳面の面積を其の儘用ゆべきか訂正すべきかを決定せねばならぬにしても、耕地調査後何等の移動のなかつた土地に就いては、茲に再び面積の測定をせずとも、前の耕地調査の結果を其の儘用ゆることが出来る。

此の耕地調査の結果が其の儘用ひられる耕地の分に關しては、少くとも従前のものより、それ以後の農林省統計の耕地面積表は正確化したと謂ひ得る。併し昭和四年の農業調査の機關は臨時に設置せられたものであり、且つ農林省統計調査の機關とは別個に設けられたものであるから、農林省統計調査の機關たる市町村長若くは調査員は農業調査以後に於て、農業調査の際の各種資料を當然に利用すべき義務を負はされて居るものではないので、事實多數の市町村中には農業調査は農業調査、農林省統計調査は農林省統計調査として、之を農業調査と無關係に從來通り行つて来たものも絶無とは云はれまいと思ふが、此の點に就いては農林省としては、斯ることのなき様、充分道府縣に注意を促したのである。（此の項未完）

寄 贈 圖 書

- | | | | |
|-------------------------------|-----------------------|-------------------------------|----------------------|
| 第十三回警察統計報告
資源 第七卷第十一號 | 内務省警保局
企畫院 | 兵庫縣工場一覽
兵庫縣會社一覽 | 兵庫縣總務部調査課 |
| 三重之統計
和歌山縣勢 | 三重縣統計協會
和歌山縣統計協會 | 兵庫縣統計協會
秋田縣統計協會 | 兵庫縣統計協會 |
| 統計の山形 第一號
トウケイ 五號 | 山形縣統計協會
鳥取縣統計協會 | 統計界 一月號
上毛の力 新年號 | 岩手縣統計協會
群馬縣統計協會 |
| 大藏省第六十三回年報
大藏大臣官房財政經濟調査課 | 昭和三十二年十二月刊行 | 岩手縣統計書第三編
昭和十一年高知縣統計書第一、二編 | 岩手縣
高知縣 |
| 實銀統計月報 十一月
北海道統計 新年號 | 商工大臣官房統計課
北海統計協會 | 統計 新年號
調査月報 | 高知縣統計協會
朝鮮總督府 |
| 浪華の鏡 一月號
統計 一月號 | 大阪府統計協會
千葉縣統計協會 | 昭和十一年佐賀縣統計書第一、三、四編
北海統計協會 | 朝鮮總督府
佐賀縣 |
| 樺太廳統計書昭和十二年
昭和十一年林産物輸移出入狀況 | 樺太廳長官々房調査課
北海道廳拓殖局 | 統計時報 第七十六號
浪華の鏡 二月號 | 北海統計協會
大阪府統計協會 |
| 昭和十二年樺太要覽
鳥根の統計 第十三號 | 樺太廳
鳥根縣統計協會 | 兵庫統計 第八十二號
網織物及人造絹織物月報 | 兵庫縣統計協會
商工大臣官房統計課 |



生計費指數に付て (4)

内閣統計局労働課長 水谷良一

第三 生計費指數の算定

一 指數基準

生計費指數の基準期を何時にするかは重要な問題であるが、内閣統計局の調査では取敢えず公表する指數として調査開始の月即ち昭和十二年七月を基準とする暫定指數を作成し、兩三年の経過を見た上で適當な時期を選定し之を本指數基準期として改算する。尙此の暫定指數及本指數の外内外の資料との比較對照上昭和三年(一九二八年)を基準とする指數をも作成することゝなつてゐる。

昭和三年基準の指數は内外の資料との比較就中國際比較の爲に作成せられる指數であるが、特に之が爲昭和三年を選んだ理由は左の通りである。

(一) 歐羅巴產業諸國に於て從來採用せられた實際慣行に依れば、生計費指數の基準期は之を歐洲大戰直前の時期(一九一四年)七月に取るものが最も多い。

これは生活費の變動を測定する尺度として生計費指數を用ふると云ふ仕方導入せられた一九二〇年當時の經濟勢から列國の統計家の意圖が殆ど軌を一にして戦前の生活標準を不動のものとして維持するに要する費用の變動を測定することに在つたのにも依らう。我國に於ても之と步調を合せて大正三年七月を基準とする指數を作成する仕方も一應は考慮に入れることが出来る。併し指數の基礎となるべき調査項目表及指數算出の際使用するウェイト資料が最近の家計簿に現れた消費事情から決定せられる關係上より見るも、此の際新に編整せられる生計費指數に此の方針を採ることは必ずしも適當の措置とは爲し難い。生計費指數は或る不動の生活標準に付ての費用の變動を示すのを本來の職能とするものであるが大正三年以降勞働階級の消費する商品や用務に廣範圍の變動があつて當時とは生活標準其のものに可成りの變動を見た今日、遡つて戦前を基準とする指數を新に編整する理由は比較的乏しい。現に歐羅巴でも英吉利系統の國々は今日猶依然として戦前基準を固執してゐるが、獨逸、北米合衆國、佛蘭西、丁抹其の他は續々基準を戦後に置換へてゐる有様である。

(二) 我國としては歐洲大戰前に遡る小賣價格資料は極めて乏しく、此等の乏しい資料を一々生計費指數の各項調査項目に正しく當嵌めることは殆ど不可能に近い状態に在る。然るに大戰後は各種の調査機關に依る小賣物價の調査行はれ、調査の地域項目に於て廣範圍に亘る資料が充實してゐるので、此等を利用すれば或る程度迄正確に過去に於ける生計費變動の跡を辿ることが出来るであらう。

以上の理由から國際比較を主とする生計費指數の基準期を歐洲大戰後に求めることに決したのであるが、問題は戦後の何年を基準とすべきかである。此の點に關し一九二五年ジュネエブで國際勞働局の主催した第二回國際勞働統計家會議の決議は戦後に於ける生計費國際比較を全からしめる爲、新指數の基準期として一九三〇年を採ること及一九二二年以來一回も家計調査を施行せざる國に於ては能ふる限り一九二八年以前に家計調査を実施すべきことを推奨した。然るに一九三〇年は偶々世界恐慌の年次であつた爲、其の後國際勞働局では特に年次を一箇年繰上げ、一九二九年を基準に取つて列國の指數を改算の上公表してゐる。併し一九二九年下半年期には既に世界恐慌の影響を

受けた徴候が我財界にも歴々と現はれてゐるし、特に我國としては金の輸出解禁を見越して昭和四年の下半年以降物價は著しく落潮に傾いてゐるので、生計指數の基準年次として一九二九年は我國の經濟事情に關する限り決して適當とは謂ひ難い然るに昭和三年（一九二八年）は他の年次に比し物價指數、株價指數其の他重要經濟指數より見るも、凡ての經濟事情が最も平衡を保つた年次と認められるので、同年を以て内外資料との比較に用ふる指數の基準期としたのである。

二 指數算定に使用するウェイト

生計費指數に網羅する各項目及其の消費割合(ウェイト)は相當長期間固定せられ、此等の項目及其のウェイトが現實の消費に照應せざるに至つて初めて變更せられるのが、通例である。かくの如き固定項目及固定ウェイトを採用してこそ、生計費指數は或る不動の生活標準に關する費用の變動を示すものと謂ふことを得るのである。尤も勤勞階級の生活其のものが時々の慣習の變化なり、流行の變遷なりから著しく影響を受けるものであると云ふ見地から、生計費指數の項目及ウェイトを長期間固定させて置くことは適當ではなく、年々變更せられる項目及ウェイトに基く連鎖指數式に依る生計費指數を作成すべしと云ふ學說も提唱せられてゐる。併し此の種の生計費指數は生活標準其のもの、變動の効果をも含むものであつて、從來の生計費指數とは全然其の性質と效用とを異にするものとならう。實際問題として此の種の指數の算出には異常の手数と勞力とを要し、列國の調査機關の中で未だ此の種の生計費指數を算定してゐる事例を聞かない。

長期に亘つて效力を有する固定ウェイトを作成する以上は、ウェイトの作成には可及的慎重な考究を必要としよう生計費指數のウェイト作成方法としては、小額勤勞所得者の家計簿から資料を得る所謂家計簿法 (family budget method) と、全社會の總消費量から資料を得る所謂消費高累計法 (aggregate consumption method) とがあるが、既に勞働者を主とする勤勞階級の生計費指數を作成することに決定した以上、此の點に關して問題の生ずる餘地は

なし。家計簿法に依つて標準世帯から各項目の消費割合を算定するに際して第一に起るのは、數量ウェイト (quantity weight) を採用すべきか、價額ウェイト (weight ad valorem) を採用すべきかの問題であり、一般の通説は價額ウェイトよりも數量ウェイトを適當と認めてゐる。蓋し世帯消費變動の程度は之を價額として見た場合よりも數量として見た場合の方がより小さいと認められるので、數量ウェイトを採用する方が合理的だと云ふのであらう。尤も一方消費數量と價額の變動とは相補ふ傾向があるから價額ウェイトでも差支へないとも考へられる。議論の當否は措き、實際問題としてウェイト作成の資料を現在の家計調査に求める限り、數量ウェイトを作成することは極めて困難である。我國の家計調査は大正十五年乃至昭和二年の調査にしても、米穀統制法の規定に依り昭和六年以降毎年施行する家計調査にしても、其の主たる目的は標準家計簿の設定に在るのであつて、生計費指數のウェイト資料を提供することは家計調査元來の目的とする所ではない。従つて我國の家計調査には外國で専ら生計費指數のウェイトを得る目的から施行せられる家計調査の如くに消費數量に付て特別の顧慮が拂はれてはゐない。此の種の家計簿を利用して生計費指數のウェイトを作る場合には結局價額ウェイトを作ること満足せざるを得ないのである。現に英吉利の生計費指數の如きも全く價額ウェイトで一貫してゐる有様である。

以上の如き考慮から、内閣統計局の調査では價額ウェイトを採用することとし、昭和六・七年、昭和八・九年、昭和十・十一年調査の三箇年分の家計簿から勞働者世帯六五〇給料生活者世帯三五〇を選び、勞働者世帯の分と給料生活者世帯の分と各別に全國的ウェイト及各都市別ウェイトを作成することになつたのである。

ウェイト算定に使用する家計調査の勞働者世帯は其の収入高、世帯人員等より見て全勞働階級を代表するやうな世帯を選定してゐる。即ち世帯人員は三人乃至六人世帯のみを選び、収入階級は毎月平均世帯實収入八十圓乃至九十圓の世帯を中心として上下に十圓幅で二階級宛探ることとした。我國工業勞働の成年男子一日平均賃銀は二圓二十錢、(昭和八年第四回勞働統計實地調査の實績)であつて、一箇月六十六圓の賃銀所得に該る。然るに家計調査の

不變のものとして看做すことが出来るから、標準家計に現れる消費數量をウエイトとする總和法の算式は標準家計に現れる消費價額をウエイトとする比例法の加重算術平均式に容易に變形することを得るのである。従つて消費價額をウエイトとして比例法に據る加重算術平均に依つても、總和法に據る結果と事實上殆ど一致するものと考へられる。

尙内閣統計局の生計費指數算出方法の特色とする所は、選定せられた項目と選定外項目とを併せて部類ウエイトを形作る關係から各項目指數には該項目ウエイトを加重して部類指數を求め、各部類指數には各部類ウエイトを加重して五大費指數を求め、五大費指數には五大費ウエイトを加重して最終的生計費指數に到達する仕方である。これは選定項目が生計費構成の全項目を網羅してゐないし、又各部類から選ばれた項目の代表割合も不均一である關係から之を救済する爲に採る手段なのである。

以上の方法は各都市別指數算出の場合にも均しく當嵌ることであるが、全國指數の算定の場合には各都市に於ける各項目の價格指數を人口ウエイトに依つて加重算術平均して各項目の價格指數を求め、之に全國的ウエイトを加重算術平均して算定することゝなつてゐる。(完結)



統計模範町村視察記(十九)

流石は優良村！今に残る

五十年前の貴い記録

調査員の活動で原簿や地圖の誤差を發見して訂正整理する

舊正月の七草がすんだばかり、田舎にはまだ正月氣分が漂ふて居る一月七日に東茨城郡上中妻村を視察することにした。笠間行のバスが赤塚駅前を過ぎて大塚の溜を右に見乍ら新縣道の泥濘を進むこと暫らく、同乗の客が『私が御案内しませう』との言葉に甘へて雨にゆるんだ道路に降りたが靴が半分ほども入り込むには閉口した。それでも泥濘のひどいのは新縣道から舊縣道にゆく間道だけで舊縣道の十字路に出てほつとすると『その學校の前が役場です』と教へられてほつとした。

地勢と沿革

女關に案内を乞ふと顔見知りの藤地主任が現はれて『どうも悪路のところを御苦勞様で……』と應接室に案内される、前に視察を通知しておいた爲もあらうがテトブルの上にはもう事蹟簿や統計調査の關係書類が積みあげられてある。瀝茶に湯を醫して直ぐ書類に目を通す。上中妻村は東茨城郡の西部に位し東は河和田村、西は中妻村、南は鯉淵村、北は山根村に接して居り常磐線が村の南部を貫通し赤塚驛には十八町の距離にあり、水戸宇都宮線即ち笠間街道が中央部を横斷して居り、地勢は概して平坦で水田は南方に開け、畑地が其の間に散在し、山林は多く北部又は南部にあり、東西三十町、南北一里七町、〇、九五方里の面積を占めて居る。

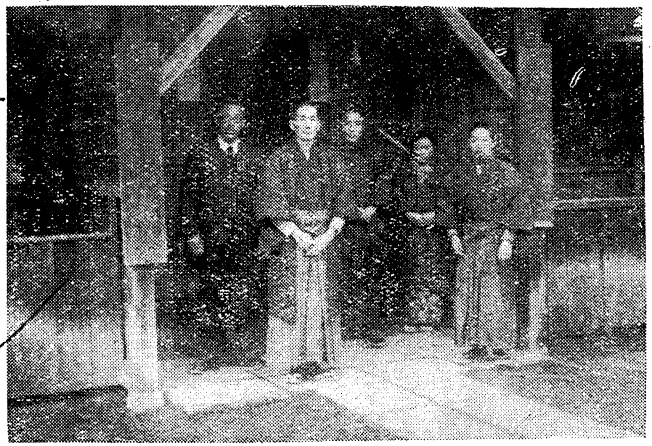
大塚、加倉井、金谷、飯島の四大字から成つて居るが徳川時代に

上中妻村を訪ふ

は大塚、金谷は宍戸藩、加倉井は其の分領、飯島は旗本の知行で明治元年四月に大塚、金谷は宍戸縣、加倉井、飯島は若森縣に屬し明治四年七月駿藩置縣の際悉く若森縣の管轄となり、明治五年大小區を定め、第一大區第五小區となり、扱所を田野に、戸長役場を金谷に置き、明治八年茨城縣に編入され同十一年大小區を廢して東茨城郡役場に屬し、明治二十二年四月一日町村制實施の際四ヶ村を合して上中妻村とし舊村を大字とし役場を大塚に置き現在に及んでゐる。

役場の陣容

村の豫算總額は一萬三千六百餘圓で現住戸數四百七十七戸に割當てると國稅七圓九十六錢一厘、縣稅十八圓十三錢九厘、村稅二十二圓三十七錢一厘、計四十八圓四十七錢一厘、納稅者一人當り國稅二圓七十八錢四厘、縣稅四圓四十四錢三厘、村稅四圓四十八錢三厘、計十一圓七十一錢となつてゐる。支出の主なもの教育費七千二百餘圓、役場費三千三百餘圓でその他は何れも二三百圓程



役助原立・長村船貴(らか左列前)明説眞寫
雇松平・記書井倉加・任主地藤(らか右列後)

度である。之等を料理する役場當局は村長貴船宣重氏の許に

助役立原次雄(戸籍兵事)收入役本田榮藏(會計)書記加倉井榮太郎(稅務)同飛田澁之介(庶務衛生社會事業)藤地伴介(統計學事勸業農會)

といふ事務分擔で貴船村長は書記、助役を通じて勤続三十年に及び最近健康を害して居るが村役場の主として重きをなしてゐる。その他も加倉井書記は十五年、和田書記は十二年、藤地書記は八年といふ様に永年勤続者が多く、立原助役は最近役場入りをしたのであるが多額納稅者ではあり、年輩からいつても働き盛り、頭腦手腕共に將來村の重責を負ふに足るものとして期待されてゐる。

人口と業態

上中妻村の現住戸數は前にも記した様に四百七十七戸であり、本籍人口は男一千五百三十五人、女一千五百五人、計二千三百三十三人、計二千三百三十五人である。

これはどうした譯かといふと如何に上中妻村でも一年には三十餘人の増加を見てゐるが狭い所で窮屈に暮すより他に新天地を開拓しようとする者が多い爲である。今十二年度の出稼人數を調べて見ると

郡内	男		女		計
	計	計	計	計	
郡内	三四	三五	六九		
縣内	一八〇	一六六	三四六		
他府縣	二二九	二〇〇	四三九		
計	四五三	四〇一	八五四		

總數八百五十四名が他所に職場を求めて居る譯でこれは殆んど純農村といつてもよい、上中妻村としては年々増加する人口を收容する餘裕がない爲である、即ち住民を職業別に見ると農業三百六十五戸、商業二十三戸、工業十五戸、其他十四戸となつて居り農家は自作農百五戸、自作兼小作八十一戸、小作百七十九戸であるのを見てもその止むを得ない事情が判明するであらう。

主要生産物

この村の生産物といへば農産に限られて居るといつてもよいそれも特殊なものはなく普通のものである。今十二年度の重要生産物を掲げて見ると
水稲十二萬五千八十圓△陸稻三萬七千二百三十圓△大麥一萬百二

統計調査員

この生産統計やその他の計數調査には、統計調査員が藤地主任書記指導のもとに活躍するのであるが、この村の調査員は村會議員や、元村議など村の有力者が任命されて居り第五區の大貫敬三郎氏は軍人分會副長であり、目下は應召出征して東亞聖戰の第一線に奮闘中である。その留守中は臨時に調査員を囑託せず藤地主任と他の調査員が協力して遺憾なきを期して居る。第六區を擔當する柳林新太郎氏は元小學校訓導であるが統計調査員となつてからは非常に農林統計に興味を感じ實地調査の際原簿や地圖に登録されてない田畑を發見して訂正したほどの熱心家であり、第三區擔當の前島勇之介氏は

多年統計調査に貢献した効によつて去る紀元節の佳節に功勞者として表彰されたのは別項所載の通りである。各調査區の擔當は

調査區	經 歴	勤続年數	氏 名	年 齡
第一區	步兵 少尉	一三	久信田 清次郎(四四)	
第二區	元 村 議	五	住 谷 福 松(五一)	
第三區	同	一三	前 島 勇之介(五四)	
第四區	現 村 議	一三	海老根 龍二(五六)	
第五區	軍人分會副長	一	大 貫 敬三郎(三六)	
第六區	元 訓 導	一	柳 林 新太郎(五三)	
第七區	元 看 守	五	坂 場 鐵 雄(五〇)	
第八區	元 區 長	一	兩 谷 政 夫(五四)	
第九區	一	一	上 野 彦 三(五二)	

右のうち第九區は調査員立原藤一氏が昨年七月六日落雷の爲感電即死した爲に上野彦三氏が補充任命されたものである同村の統計費は二百六圓で需用費二十九圓、雜費三十二圓を差引いた調査員手當は百十七圓、一人當十三圓で他に米生産調査手當二圓を加へて一人十五圓の手當で決して他に比較して優れて居るとはいへない、併し調査員は殆んど献身的な努力を續け一年間に約十回の打合せを開いて調査に遺漏なきを期し又各調査が一通り終ると報告審査會を催して統計調査の適正過誤を検討審議し懇談を重ねる慎重さである。

調物進達綴

一通り視察も終つて立原助役と雜談を始めると藤地主任が『こんな珍らしいものを發見しました』と和紙の一綴を持つて來た。虫が食つて居り綴込もぼろ／＼で表紙には調物進達綴と書いてある。裏には『自明治二十二年至同三十八年』と註してある所を見れば正に五十年前の珍記録である。綴込の書類によつて見れば時の茨城縣知事は安田定則であり東茨城郡長は手塚任であつた。『調物進達綴』は今の統計關係綴である。それによると明治二十二年即ち今から五十年前の上中妻村戸數は二百五十四戸、人口は男八百四十三人、女八百人、計一千六百四十三人で俸給は村長五圓、助役四圓、收入役五圓、書記三圓五十錢、教員七圓で小學校は教員が男一人で生徒は男五十一人、女十二人、教室や學級の模様なども知るに由ないが、教育費總額が百三圓九十四錢一厘といふ所を見ると小學校の設備とは名ばかりなのではあるまいか、従つて一般の教育への關心も亦極めて幼稚なもので不就學兒童は男百八十一人、女二百二十四人といふ數字を示して居り實に今昔の感に堪へないものがある
之は珍らしい、いや貴重な書類ですよ、統計展覽會にでも出品したら面白いでせう
と立原助役や藤地主任と話し合つたのである。



十三詣で有名な 風光明媚の村松

全國に誇る晴嵐莊の施設

村松といへば『十三詣』と直ぐ浮ぶほど子供の時から親しまれる所である。眞言宗豊山派に屬し大同二年弘法大師によつて創建された日本三虚空藏の隨一であるといふ由緒は知らなくても『十三詣』の名が示す様に十三歳の子女が陰曆三月十三日に參詣して智慧を授かるあらたかな御利益はまた村松の宿を此の一日で一年中暮させる程な賑やかさを呈し親も子も『十三詣』の功德を今も昔の様に慕ひ寄るのである。ところが今日では村松の名は虚空藏さんによつてばかり近郷近在に知られるのではなく、烈公が命名した名勝晴嵐莊の名をとつた國立結核療養所村松晴嵐莊によつて全國的にその文化施設を知られる様になつたのである。常磐線を石神驛で降りるとそこは

である。バスで十分ほど行くと小學校と向合つた阿漕浦のほとりにコンクリート二階建のハイカラな廳舎がある、これが村松村役場である。記者は二月八日照沼村長の案内で視察した。虚空藏さんと晴嵐莊とが餘り有名なので地味な統計事務の優良さは蔭をひそめたかの觀があるのは村松村の爲に遺憾に堪へない。村松村は

縣廳を去る北東五里十町、那珂郡の東北に位し、東西一里、南北二里に亘り、東は太平洋に沿ひ北は久慈川を隔て、久慈郡に對し西南は石神村、神崎村、佐野村、前渡村の各村に接し概ね平坦な地勢で池沼水田が交錯し常盤線が村の西隅を貫通し縣道は太田、淡線が村の中央を貫通して交通は便利である。明治二十二年町村制施行の際村松、石神白方、石神豊岡、照沼、須和間、船場の六ヶ村を合併して村松村と改稱し大正三年と大正六年に區制を改良して現在は全村を十區とした。

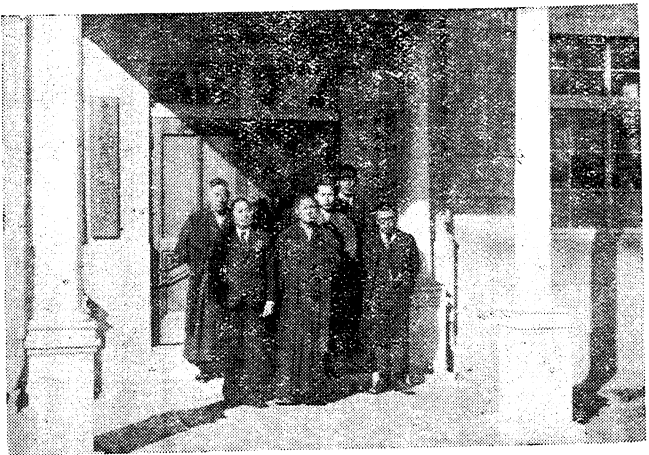
那珂郡村松村

戸口と役場

村松村の人口は本籍入口が男二千八百三十九人、女二千九百十一人、計五千七百五十人、現住人口が男二千三百九十一人、女二千三百四十三人、計四千四百三十四人で戸数は七百九十二戸あり、農業六百五十八戸のうち自作農百四十戸、自作兼小作農三百十七戸、小作農二百一戸で養蠶戸数は八十六戸あり、その他に商業二十戸、工業二戸、其他二十戸といふ數になつてゐる。この村を統治する村役場は

村長照沼信忠△助役須藤傳左衛門△収入役本多政義△書記鈴木辰雄(戸籍)△書記大内重良(統計庶務學事)△書記橋本松之介(國稅土木兵事)△書記高矢照夫(縣稅衛生)△雇書記井坂義夫(勸業)

といふ陣容で照沼村長は同村切つての大地主で名望ありまだ



明寫眞 大内統計主任・長村照沼・鈴木書記 前(左から) 橋本書記・高矢書記・井坂書記 後(左から)

五十前の働き盛りで平和を理想とする傳統を守つて不偏不黨村治に邁進するのが本分である。

と一意専心役場員と協力して村の發展と村民の福利繁榮を念願としてゐる。

産業の開發

重要産物といへば何といつても米が第一位を占め水粳十三萬三千八百八十圓水糯千六百九十七圓、陸粳六千八百七十八圓、陸糯二萬九千四百八十四圓、合計二十六萬四千圓の巨額に達してゐるが特殊なものとしては甘藷の四萬二千四百圓があげられ甘藷切干さへ一萬二千六百圓を産出してゐる。其他のものは

大麥二萬四千三百圓△小麥十一萬五千六百圓△裸麥四千二百圓△大豆四千八百圓△小豆一千四百圓△菜種六千六百圓△西瓜一萬八千五百圓△葉煙草一萬七千圓

△養蠶一萬一千八百圓 等で最近蔬菜の栽培も非常に勤興して來た。家畜は馬百九頭

牛五十八頭、豚百八十三頭、緬羊三頭といふ貧弱さであるが國立晴嵐莊がいよく擴大されて近く收容人員が約一千人になるのでそこに供給する豚肉を村内で一手に引受けやうといふのと農村榮養の取戻しに着目した照沼村長は晴嵐莊の殘飯で豚を飼養繁殖する計劃をたて一戸一頭半即ち全村で一十頭を飼養する成案を得着々實現の運びになつてゐる。家禽は成鶏三千三百四十九羽、雛一千七百四十四羽で約一千六百圓を見積られ、産卵四十七萬八百餘個(九千五百餘圓)と合せて一萬一千圓程が評價され、最近は小學兒童の勤勞獎勵に兎の飼養も企てられてゐる。

統計調査員

村松の字は大小とりく、なので調査區を字によつて一人が擔當するといふ譯にもいかないので現在は十二人で分擔し左の通りになつてゐる。

區別	字名	勤続年數	氏名
第一區	眞崎	三年	埴 豊之介
第二區ノ一	宿區ノ一部	一年	田口 市太郎
第二區ノ二	宿區ノ一部	同	川亦 熊太郎
第三區	押延一圓	六ヶ月	本多 義夫
第四區ノ一	白方ノ一部	一年	澤 昌一男
第四區ノ二	白方ノ一部	六年	大内 秀

右のうち第五區の川崎常之介氏は統計功勞者として農林大臣から選奨された事があり、第三區の本多義夫氏は前任者本多酒造之助氏が應召出征した爲に新に任命されたのである。同村の統計費は三百九十九圓で調査員手當は二十圓、米生産統計の三圓を合せて二十三圓であるが、この外に視察費三十圓を支給して調査員が毎年統計優良町村を視察して採長補短統計事務の刷新向上を圖つて居りまた功勞顯著な者を表彰もする様にして居るので調査員も自然研究努力して統計報國の意氣すさまじいものがある。

村松の名勝

村松で有名なのは何といつても虚空藏尊であるが虚空藏さんの事は餘りにも知られて居り又前にも一寸記したので略する事にする。虚空藏さんの隣に天照皇大神宮がある。御社は極く古く伊勢皇大神宮の御分靈を奉祀建立されたもので大同年中には平城天皇の御勅號を賜はり嵯峨天皇の御字に奉幣され

た傳説もあるが、その後戦亂の厄に遭ひ兵燹を被り荒廢甚だしきものがあつたのを元祿七年義公が神殿を新に造營し烈公も亦屢々奉幣參拜され三月七日の

神幸競馬祭俗にヤンサアマチといふ神輿の磯崎渡御の復興したのである。境内の村松晴嵐は義公が大
神宮參拜の折海洋を眺められ『あま小舟葉越に見ればむら松の梢によする沖津白波』と吟詠された近く
にあり烈公が天保四年五月二日風光を賞して

雪時嘗賞仙湖景 雨夜更遊青柳頭
山寺晚鐘響幽壑 太田落雁度芳州
花光瀾漫殿船夕 月色玲瓏廣浦秋
遙望村松晴嵐渡 水門歸帆出高浪

と水戸八景を選定したもので今尚ほ烈公親筆の石碑が残されてゐる阿漕浦は大神宮所管の池で面積が約十町歩あり、古來殺生禁斷で魚族が多く、水一升に魚八合と稱される程で毎年一回御網立を執行し鯉魚を大神宮に獻供し、元祿年中義公の命によつて玉造、田伏、柏崎から漁夫をよんで



眞實眞説 虚空尊尊の奥の松村りよ宿を望む

寺社奉行が立會つて執行し明治五年まで繼續せられたのであるが其後は地元氏子が其の例を守つて毎年行つて居る。

砂防林と干拓

大神宮、虚空尊裡山の一帯、晴嵐の碑が建立されて居るあたりから海岸にかけて營林署の砂防林造成試験地がある。之は大正七年から事業を開始し大正八年から十一年迄は砂防垣を設けて地形の整理をし、大正十二年春始めて松の植樹に成功したので大正十三年具体的植栽計画案をたて、大正十四年から毎年砂防植栽を實行して來たもので昔しは砂原が風の爲めに砂丘が異動して村松の宿まで侵略されたものが今では近頃から小松林が連つて立派な成績をあげて居り外國の専門家がわざわざ視察に來る程になり外國の記念植樹などもすく／＼と伸びてゐる。成功したといへば村松村にはも一つ紹介しなければならぬものがある、それは眞崎浦の干拓耕地整理である。この工事は明治四十五年四萬圓の經費豫算で起工されたのであるが設計が思ふ様でなく工事中止の止むなきに至つたのであるが

其後昭和七年再度工事を起し十五萬七千圓の費用を投じてやうやく昭和十年四月竣工し、殆んど利用價値のなかつた泥沼から田九十六町歩、畑二十町歩、山林二町歩を造りあげ、昨年などは米二千五百俵の收穫を見たといふ大成功である。

村松晴嵐莊

亡國病といはれる肺結核の爲に除役された壯年が郷里に歸つても格別療養の便宜もなく却つて結核の蔓延を來す處があるので日本結核豫防協會では除役結核軍人の爲に特殊な施設を計劃し村松海岸の國有林中に療養所を建設し村松晴嵐莊と命名して昭和十年秋から患者を收容し初めたのであるが、政府で國立療養所を設ける事になつたので之をそのまま引繼いだのである。現在の敷地は四萬九千九百八坪、建物棟數百五十五棟で本館、食堂、病室、外氣小屋作業室、鶏舎、家畜舎農園等があり三百名近くの患者を收容して居るが目下敷地五萬七千坪、二百二十一棟、費用約七十五萬圓の擴張工事中で之が完成すれば一千名の患者を收容する事になるのださうだ患者も軍人あがりだけに厳格な療養訓練にも優秀な成績を収め創設日ならずして約三割の全快退院者を出してゐる。そしてそれらの人達は郷里に歸つて家庭人として活動をするばかりでなく郷黨に於ける結核豫防運動の指導者であり模範兵となつてゐる。又引續ひて全國五ヶ所に設備される結核療養所

の實務に當る様にも訓練されてゐる。記者が視察した時は外氣小屋に收容されてゐる患者は松林を散歩したりしてゐる中を白衣の看護婦が夕食の準備に行交つて結核療養所といつた恐ろしい様なものとは全然異つた感じ、病める者の理想郷といつた風景を味ふたのである。

(終りに臨んで此の日殆んど全村を隈なく案内説明の勞をとられた村長沼沼信忠氏に謝意を表して摺筆する。)

暴支膺懲

鹿島郡白鳥村 里水 飯島 甫

蘆溝橋頭奈^ニ暴支^ニ 皇師^一々起^テ如^ニ雄獅^一
京津南北碎^テ堅^テ 聖戰縱橫膺懲^ニ時

★時局感懷

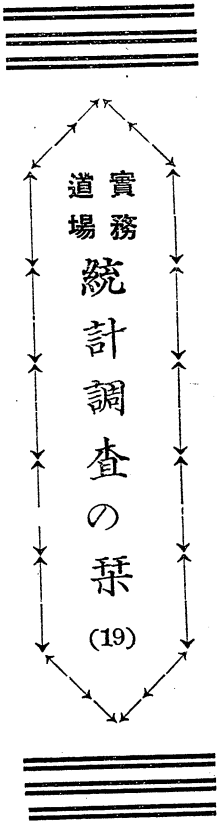
皇師堂々遠^ク從^テ征^ニ 百煉忠肝竭^ニ至誠^一
想^ヒ到^ル日蘇參戰昔 丹心尙是^レ古今情

★弔英靈

噫々聖靈歸^ル故園^ニ 感傷不^レ忍悵惘繁
丹心報國散^ニ忠勇^一 發^テ得^ル日本男子魂

★寒夜憶出征將士

奇寒峭々夢難^ク成 遙^ク憶^ル懸軍雪裡征
不^レ識^ル戎衣無^レ恙否 月明今夜宿^ニ何^レ營^ニカ



春の調査は一年の基礎

原簿を加除して準備を整ふ

一年の計は元旦に在りと云ふが統計調査での一年の計は春に在るのである。春季調査の準備を進めて完全な調査を行へば、其の調査票の夏季、秋季の欄に各々其の季の作物を調査記入することに依り一切の調査を完了するが作付反別調査で春季調査の準備こそは將に一年の準備となるのであるから調査員も其の心構へを持つて今より充分準備を整へ町村主任も此の点を監督して足並を揃へて立派な調査が出来る様に致

したいものである。昨年の調査では若干の調査不充分的町村を出したが此等の町村に對しては特に指導を行ひ且其の春季調査の結果を持參せしめ檢閲を爲したのであるから今年の監査の結果は未だ判らぬが必ず前年に比し向上してゐるものと期待される。今年の調査に於ても事變や銃後運動で仕事の出来ぬ日が相當あらうが事變下なればこそ統計の使命も一層重要を

加へてゐるのであるから一段の精進を希望する次第である。

先づ第一に必要なのは作付反別調査原簿の加除である、従來耕地であつたものが山林とか宅地とか其他色々の事由に依り耕地でなくなつたものを除き新に山林、池沼、原野其の他の耕地でない土地が耕地となつたものを加記して、原簿を耕地の現狀と一致せしむることが大切である。調査票の備考を見ると未だに山林、原野、宅地等と記入してあるのが見受けらるゝがこれは加除の行はれてゐない實證である。

尙栗畑に就いては單に畑として一般の作付反別調査票を以て調査して居る町村があるがこれは農業調査に於ても果樹園として調査した(其の手入の方法が果樹園でなく山林の場合は別である)のであるから果樹園としての作付反別調査原簿に登録して果實調査票に依り調査すべきである、但し其の生産物にあつては林野産物として調査報告

せらるゝことになつてゐるから此の内に算入することは勿論である。

併して右の如き事實に依り原簿を加除した場合、此の反別は原簿では加除するけれども等しく畑の内での移動であるから耕地面積調査集計表では年内移動には上げぬことゝなるから特に注意して貰ひたい。

◆公私有林野人口造林

(市町村報告期三月末日限)

人口造林とは人口を以て新植補植するものを謂ひ林野に在らざる地に新に造林を爲す場合及び伐採跡地又は原野に造林する場合も含み又播種せるものをも含めて調査すべきであります。

新植として調査すべきものは樹數の外に面積をも調査するのであります。補植は本數のみを調査するのであります。新植とは伐採跡地又は原野などに行はるべきは勿論でありまして其の多くは伐採跡地を主としますから普通の

場合新植面積は大体伐採面積より天然造林面積を差引たるものと略々同一なるべきものが普通であります。が原野畑地等に植林ありし爲新植面積が多き場合又は之に反し少き場合には其の旨備考に説明を要するのであります。尙ほ補植は人口造林の補植のみを調査するもので曩年新植したるものゝ中枯死又は活着不良のものを補ふものであります。して前年の活着状態により多少の相違はありますけれど大体前年新植の一割内外が普通であります。若し其の割合を越ゆる様な場合には之亦備考に説明を要します。それから播種したものは播種面積を新植面積として計上し新植本數には計上せず播種せる數量を以て計上すべきであります。

◆公私有林野天然造林

(市町村報告期三月末日限)

天然造林とは下種又は萌芽に依りて林相を成すものを謂ひ下種とは母樹よ

り落ちたる種子が發芽なし自然に林相を成すものにして、萌芽とは潤葉樹を伐採したる切株より稚樹發生して林相を爲すものを謂ふのであります。伐採跡地の天然造林とは其の年伐採したる箇所を其の儘と爲し置き切株より萌芽し成林見込確實なるものを謂ふのであります。ナラ、クヌギ等の如きは切株より萌芽するを成林せしむるのであるから此等はたとへ未だ林相はなまなくても成林の見込確實なる限り天然造林として計上すべきものであります。但し此の場合に於ては其の年潤葉樹伐採面積と對照し伐採面積より多くなる管がないのであります。それから無立木地の天然造林でありますが無立木地とは伐採跡地以外の地に於て下種とか其の他の作用に依り萌芽し成林の見込確實となりたるものを謂ふものにて針葉樹に於て原野、海邊等に幾分あるけれども本縣に於ては殆どないのであります。すから注意を願ひたいのであります。

◆春蠶豫想掃立數量

(市町村報告期五月五日)

四月末日現在に依り各調査員が右表を調査するのであるが養蠶實行組合とか稚蠶共同飼育所とか養蠶關係の各種の機關と充分の聯絡をとり目己調査區内養蠶家の各自の掃立見込數量を白黄別に瓦を以て調査し之を集計して五月二日迄に役場へ報告することゝなつてゐる。

併して右表に記入する掃立時季は例外的のものを除き、始めと終りは大方の始め終りの時期を記載し、最盛期を盛りとするのであります。

此の調査は調査の期日から報告迄の期間が最も短いから調査員も町村主任も充分注意して期日を失せない様努め若し期限迄に到達せざる如き見込の場合には町村主任は電信電話等敏速な方法に依り報告する様願ひたいものです

一反歩收穫高並單價

四、五月中報告すべき農産物中之が一段歩收穫高及び單價を昭和十二年報告せし分に付縣の平均を見るときは次

二八

の通りであります。

反當收穫高 單價
コウゾ 三〇貫 一圓六七錢
ミツマタ 六〇 八四

統計主任異動

(上ハ新任括弧内ハ舊)

昭和十二年十二月二十日眞壁郡村田村 大木 正視 (大吉 信太郎)	昭和十三年一月十三日東茨城郡石崎村 飛田 與四郎 (清水 酉之介)	全 一月十四日 結城郡蠶飼村 小島 政一 (鈴木 敬三)	全 一月二十一日 猿島郡岩井町 富山 正司 (大島 吉一郎)	全 一月十四日 那珂郡長倉村 横山 房吉 (古田土 勝男)	全 一月十四日 那珂郡國田村 高安 午之介 (山田 健)	全 一月二十二日 多賀郡鮎川村 黒澤 嘉惠 (久下谷 福男)	全 一月二十二日 稻敷郡莖崎村 岡野 正雄 (相澤 長男)	全 一月二十五日 久慈郡幸久村 石川 十次郎 (宇野 鹽之介)	全 一月二十六日 那珂郡玉川村 篠田 瑞穂 (森 島 誠)	全 二月十二日 行方郡麻生町 羽生 盛治 (正木 邦司)	全 二月十五日 東茨城郡白河村 郡司 謹一 (眞家 春吉)	全 二月九日 久慈郡那戸村 助川 萬之介 (宮本 達弘)
-------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

最近の統計

お米の收穫は

全國で第四位

各郡の生産高調査



本縣總務部統計課の發表に依る昭和十二年に於ける米作反別は十三萬三千六百十二町五段にして前年作付反別付に比し二千五百五十九町六段(〇割一分六厘)を前五ヶ年平均作付段別に比し七千二百七十七町四段(〇割五分八厘)を孰れも増加してゐる

而して本年の收穫高は二百二十二萬六千八百八十三石にして全國の收穫高から見ると實に第四位で前年收穫高に比し十三萬五千二百六十三石(〇割五分七厘)を減し前五ヶ年平均收穫高に比し十九萬七千九百二十九石(〇割九分八厘)を増加した

蓋し本年の稲作景況は播種當時に於ては天候適順であつたが梅雨期に入りては所謂空梅雨を思はしめ降雨少く爲に一部地方に於ては植付不能の聲を聞きしも七月上旬に至り漸く梅雨的氣象となり充分なる降雨があつたので順調に植付をなした然るに七八月に至りては高温多照にして一部地方に雷雨ありたるを除きては降雨少かりしに依り陸稻にありては殊に甚しき早害を蒙り前記の如き減收を見るに至つた之れを郡市別に記すと次のやうな數字を見た。

(△印ハ減ヲ示ス)

郡市別	作付段別	收穫高	前年收穫高	前年收穫高ニ比シ増減
東 水	戸	三三〇・〇	三三七	△
茨 市	作付段別	一八八九三	一八、四六七	△
城 戸	收 穫 高	三、四元	四元	△